定　　款

株式会社　長　　栄

１９８８年　４月　５日設立
２０１５年　６月３０日変更
２０１６年１２月２１日変更
２０１７年　２月２０日変更
２０１７年１２月　４日変更
２０１７年１２月２６日変更
２０１８年１２月１３日変更
２０１９年　１月１１日変更
２０１９年　２月２２日変更
２０１９年　３月１０日変更
２０１９年　６月２８日変更
２０１９年　７月１０日変更
２０２１年　８月１３日変更
２０２２年　６月２９日変更
２０２３年　６月２９日変更
２０２４年　６月２６日変更

定　　款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社長栄と称し、英文では、Choei Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　不動産管理業
２　不動産賃貸業
３　ビルメンテナンス業
４　不動産の仲介及び売買
５　建物・住宅の建築・増改築、建替及びリフォーム
６　建物の調査、診断、改修工事の設計
７　土地建物の有効利用に関する企画、調査、設計
８　駐車場の管理、経営
９　土地の測量及び造成等の開発行為
１０　不動産に関するコンサルティング
１１　旅館、ホテル、簡易宿所の運営、企画、開発、コンサルティング
１２　第二種金融商品取引業
１３　生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
１４　自動販売機による物品の販売
１５　コインランドリーの経営
１６　住宅設備機器、電化製品、家具、日用品等の販売、レンタル、リース
１７　建物、住宅、建築物設備、住宅設備などの清掃、維持管理に関する業務
１８　イベント企画及び運営業務
１９　会員向け各種サービス業
２０　無人航空機に関する、運送、撮影、教育活動、販売、賃貸、利用促進等に関する事業
２１　通信販売業
２２　広告宣伝の情報媒体の販売
２３　その他上記各号に付随する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を京都市に置く。

（公告方法）
第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関の設置）
第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１　取締役会
２　監査役
３　監査役会
４　会計監査人

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、１，５００万株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第１２条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

（基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２　代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は１名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
２　前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）
第１８条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第１９条　当会社の取締役は、７名以内とする。

（選任方法）
第２０条　取締役は、株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）
第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役）
第２２条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２　代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

２　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

第２６条　取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

（報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除等）

第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第３０条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（選任方法）

第３１条　監査役は株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

３　当会社は、会社法第３２９条第３項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第３項より選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第３３条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３４条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第３５条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３６条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した

監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）
第３７条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

（報酬等）
第３８条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除等）
第３９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）
第４０条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）
第４１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第４２条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）
第４３条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第４４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第４５条　当会社は、取締役会の決議によって毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（剰余金の配当の除斥期間）
第４６条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。